(エ) 北緯三四度二五分一一秒
東経一二九度五五分五二秒
(オ) 北緯三四度三〇分一〇秒
東経一二九度五一分四六秒
(カ) 北緯三四度三五分四一秒
東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア) 北緯三九度二七分一〇秒
東経一三六度〇九分四九秒
(イ) 北緯三七度一四分一一秒
東経一三六度〇九分四九秒
(ウ) 北緯三六度三三分一一秒
東経一三四度四四分五〇秒
(エ) 北緯三七度四〇分一〇秒
東経一三三度二四分五〇秒
(オ) 北緯三八度三三分一〇秒
東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア) 北緯三六度〇五分〇〇秒
東経一四一度二〇分四八秒
(イ) 北緯三六度三八分三六秒
東経一四一度二〇分四八秒
(ウ) 北緯三六度四〇分四三秒
東経一四二度一〇分四六秒
(エ) 北緯三六度〇九分五九秒
東経一四一度五九分五二秒
(オ) 北緯三六度〇五分〇〇秒
東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四一度五九分四六秒
(イ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
(ウ) 北緯四〇度四四分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
(エ) 北緯四〇度二四分一〇秒
東経一四二度三二分四七秒
(オ) 北緯四〇度二四分一〇秒
東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十五日（予備、同月二十六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア) 北緯三二度四七分一二秒
(イ) 北緯三二度二〇分一二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十七日（予備、同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三二度四八分一三秒
東経一三三度二九分五一秒
(イ) 北緯三二度四二分一三秒
東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三二度二八分一三秒
東経一三三度五九分五一秒
(エ) 北緯三二度三六分一三秒
東経一三三度五九分五一秒
(オ) 北緯三二度三七分五一秒
東経一三三度三四分一三秒
(カ) 北緯三二度四八分一三秒
東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。